

審議案件に関する概要

平成30年4月5日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項 [変更]
届出日	平成29年8月9日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛	札幌市中央区北1条東3丁目3番地

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	札内ショッピングモール 中川郡幕別町札内共栄町163番地ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号 ・株式会社ダイイチ 代表取締役 鈴木 達雄 帯広市西20条南1丁目14番地47 ・北雄ラッキー株式会社 代表取締役 桐生 宇優 札幌市手稲区星置1条2丁目1番1 ・株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号 ・株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤 昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地6 ・株式会社NKインターナショナル(予定) 代表取締役 木田 直樹 帯広市東3条南8丁目1番地1 ・未定テナント 	
(3) 変更日	平成30年4月9日	
(4) 店舗面積の合計	8,525 m ² (届出上は8,107m ²)	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	【変更前】 571 台
	※	【変更後】 310 台
	駐輪場の収容台数	【変更前】 100 台
	※	【変更後】 70 台
	荷さばき施設の面積	【変更前】 122 m ²
	※	【変更後】 146 m ²

	廃棄物保管施設の容量 ※	【変更前】 83 m ³ 【変更後】 87 m ³
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	午前7時30分～午後9時45分
	駐車場の利用時間帯	午前7時00分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	出入口5箇所、入口2箇所、 出口1箇所（ファーストフード専用）
	荷捌き時間帯	午前7時00分～午後10時00分

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備 ※	必要駐車台数 564台 > 設置台数310台			
	従業員駐車場等の整備 ※	【変更前】 2台（敷地外72台） 【変更後】 80台			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備 ※	【変更前】 100台 【変更後】 70台			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無し			
	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないように配慮する。			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の通路近くに荷さばき施設を極力設けないよう配慮する。 各店舗間及び駐車場内の移動を円滑にするため、歩行者通路や横断歩道を設置する。 駐車場内のサインに徐行運転の呼びかけを明示し、注意を促すよう配慮する。 			
	交通整理員の配置	大規模な販売促進催事を行う際には、4名程度の交通整理員を配置し、交通安全の確保を図る。			
	除排雪による堆積方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> 原則10cm以上の積雪が生じた場合、午前6時頃に除雪を開始し、開店までに完了します。 駐車場内に一時堆雪するが、適切な排雪を行って駐車台数の確保に努める。 			
その他 ※	<ul style="list-style-type: none"> 冬期堆雪場の121台は、夏期などの堆雪時以外は開放し利用可能とする。 身体障がい者用駐車場マスは、店舗入口付近に整備する。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価
		①	60 dB	48dB	○
		②	60 dB	51dB	○
		③	60 dB	55dB	○
		④	60 dB	49dB	○
		⑤	60 dB	50dB	○
		⑥	60 dB	47dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価
		①	50 dB	37dB	○
		②	50 dB	45dB	○
		③	50 dB	35dB	○
		④	50 dB	26dB	○

夜間の音源 毎騒音レベル 最大値の予 測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評 価
	a1	冷凍機室外機	50dB	46dB	○
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> 冷暖房設備の室外機等騒音発生源は、住宅地から離れた位置に配置する。 荷さばき量の多いテナント（ホームック及びダイイチ）の荷さばき施設は、屋内化により騒音発生の低減を図る。 駐車場でのアイドリング防止のため、来店客に対し、看板等により協力要請する。 			
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両のアイドリングストップを徹底する。 配送作業の改善による搬入作業時間の短縮化を図る。 			
付帯設備・施設等の対策		付帯施設は、低騒音機種を選定するとともに、配置位置にも配慮する。			
青少年等の蟻集等の対策※		閉店後は、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蟻集による騒音の防止対策を講じる。			
その他の対応方策※		<ul style="list-style-type: none"> 生活環境問題を発生させる恐れがある場合、適切な対策を講じる。 住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応を図る。 			
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 29.31m ³ < 設置容量 87.10 m ³			
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 保管規模は、指針規模より十分に余裕をもった構造としている。 保管施設は、屋内に設置し、外観や悪臭防止など衛生的に配慮する。 			
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の専門業者に依頼し、敷地外で処理する。 十分な回収頻度により、廃棄物保管容量の低減に配慮する。 			
	減量化、リサイクル等※	<ul style="list-style-type: none"> ダンボール、発砲スチロール、古紙等のリサイクルを徹底する。 ビン、カン、ペットボトルの分別を行い、リサイクル資源化に配慮する。 リサイクルの回収箱を設置する。 			
	調理臭、悪臭の飛散防止※	<ul style="list-style-type: none"> 生ゴミ庫は、冷蔵装置付きのため、悪臭は発生しない。（ダイイチ） 調理臭は発生するが、周辺からの苦情等はない。（ダイイチ） 			
	その他の対応方策	管理責任者の選定などにより、生活環境問題の発生防止に努める。			
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 駐車場や店舗周辺の清掃、美化に努める。 街並みづくり等の施策が行われる場合、その取組を阻害することのないよう努める。 			

(5) 防災対策への配慮 ※		地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用または店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯対策を図る。 ・ 自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・ 所轄警察署と連携し、管理者が責任を持って緊急時の対応を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況 ※		
	公安委員会 (帯広警察署交通第一課)	<p>平成29年6月8日 今回の変更届出内容を説明</p> <p><u>帯広警察署</u></p> <p>① 駐輪場Aの変更後の位置は、店舗の陰になっているため、明確な案内看板で誘導すること。</p> <p>② 駐車マス等の引き直しを計画している場合、国道側出入口②及び③に、一旦停止ラインと左折出庫誘導矢印を引いてほしい。</p> <p><u>対応方針</u></p> <p>① 駐輪場の位置については、最終的に変更しないこととした旨、平成29年9月1日に電話連絡し、了解を得た。</p> <p>② 出入口②については、一旦停止ライン及び左折出庫誘導ラインを引くこととする。 出入口③については、入口専用のため、ライン等は引かない。</p>
	地元市町村 (幕別町経済部商工観光課)	<p>平成29年6月8日 今回の変更届出内容を説明し、特に指摘事項なし。</p>

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし

審議案件に関する概要

平成30年4月5日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	平成29年9月29日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹	札幌市北区太平3条1丁目2番18号

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	サツドラ大樹店 広尾郡大樹町柏木町7-4	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹 札幌市北区太平3条1丁目2番18号	
(3) 新設日	平成30年5月30日	
(4) 店舗面積の合計	1,279 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	48 台
	駐輪場の収容台数	9 台
	荷さばき施設の面積	42 m ²
	廃棄物保管施設の容量	11 m ³
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	午前7時00分～翌午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～翌午前0時15分
	駐車場の出入口数	出入口2箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 48台 = 設置台数 48台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に11台確保
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	9台
	来客車両等の入出庫方法 搬入車両等の誘導	平面自走式、オペレーター無し 配送業者が集中しないよう時間配分するとともに、一括配送などの実施により、搬入回数の削減に配慮する。
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保するとともに、出入口に一旦停止のライン標示をはじめ、「右折入庫ご遠慮ください」及び「歩行者注意」の看板を設置し、歩行者や自動車の安全確保に配慮する。 ・ 場内に低速走行の看板を設置し、ドライバーの交通安全の意識啓蒙を図る。
交通整理員の配置	開店時及び売り出し時等で混雑が予想される際は、交通整理員を2名配置し、円滑な交通誘導及び安全対策に努める。	

	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 除排雪業者と契約し、降雪10cm程度で適切に排雪し、駐車台数の確保に努める。 出入口周辺の雪で見通しが悪化し、交通安全上の恐れがある場合は、敷地外であっても、雪の搬出を行う。 								
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 店舗への主な来店経路について、開店時や販促時にチラシにより周知し、交通渋滞の緩和に配慮する。 身体障がい者用の駐車マスを店舗入口付近に整備する。 冬期堆雪場は、夏期などの堆雪時以外は開放し利用可能とする。(事業者の確認済み) 								
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>環境基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>60 dB</td> <td>42 dB</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	1	60 dB	42 dB	○
	予測地点	環境基準値	予測結果	評価						
	1	60 dB	42 dB	○						
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>環境基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>50 dB</td> <td>34 dB</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	1	50 dB	34 dB	○
	予測地点	環境基準値	予測結果	評価						
	1	50 dB	34 dB	○						
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価				
		a1	空調機①	50 dB	41 dB	○				
		a2	空調機②	50 dB	47 dB	○				
		a3	冷凍機①	50 dB	34 dB	○				
a4		排気①	50 dB	39 dB	○					
c1		来客自動車走行音	50 dB	70 dB	△ (45dB)					
d1	ドア開閉音	50 dB	66 dB	△ (44dB)						
評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近の住居壁際で、規制基準値を満たす。()内数値は壁際でのdB										
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> 店舗職員や取引業者に対し、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行、アイドリング防止等を行うよう指導する。 来客者へアイドリング停止を呼びかける看板を駐車場内に設置する。 豪雪時などを除き、除雪作業は、夜間(午後10時から午前6時)は行わない。 								
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 計画的な搬入により、搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 搬入業者のアイドリング停止を徹底する。 								
付帯設備・施設等の対策		室外機は低騒音型の機種とし、住宅から離れた位置に設置する。								
青少年等の蝟集等の対策		閉店後は、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音の防止対策を講じる。								
その他の対応方策		生活環境問題が発生する恐れがある場合は、適切な対応策を講じるとともに、住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応する。								
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.960 m ³ ≤ 設置容量 11.205 m ³								
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 保管規模は、指針規模より十分に余裕をもった構造としている。 保管施設は屋外に設置するが、使用时以外はシャッターを閉じて密閉することで、廃棄物の飛散防止に配慮する。 								
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 								

		<ul style="list-style-type: none"> 法や条例に基づき、適切な運搬、処理を行う。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> 古紙、ダンボール、発砲スチロール等のリサイクルを徹底する。 ビン、カン、ペットボトルを分別し、リサイクル資源化に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 調理臭は発生しない。 賞味期限切れの食品廃棄はあるが、商品がパッケージ包装されているため、生ゴミによる悪臭は発生しない。(事業者の確認済み)
	その他の対応方策	生活環境問題が発生する恐れがある場合、適切な対応策を講じる。
(4)	街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明や広告塔照明は、光害が生じないように、駐車場敷地内を照らし、明るさを10ルクス程度に抑えるとともに、営業時間終了後は消灯し、周辺への影響に配慮する。 当地域で街並みづくりが行われる場合、取組を阻害することのないよう調和を図る。
(5)	防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。
(6)	防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底し、防犯を図る。 自治会の防犯活動などへの協力を配慮する。 所轄警察署と連携を図り、管理者が責任をもって、緊急時の対応を行う。
(7)	関係行政機関との協議状況	
	公安委員会	
	広尾警察署地域・交通課	<p>平成29年8月29日 届出書案を提出し説明 <u>広尾警察署</u></p> <p>① 店舗駐車場は、大型トラックの休憩場所として利用されるのか。</p> <p>② 大樹小学校が近いため、工事期間中の大型車両の出入りの際には、交通整理員を配置し、特に登下校時間は注意すること。</p> <p>③ 国道と道道の変形交差点付近は、事故が多いため、駐車場出入口付近の見通しは、可能な限り確保すること。</p> <p><u>対応方針</u></p> <p>① 他店舗の状況や弁当類の扱いもないため、利用者はいないと考えられる。</p> <p>② (通学路ではないが、大型車両の出入りが多い場合など) 必要に応じ対応する。</p> <p>③ 各出入口付近に見通しを阻害する構造物は設置しないこととする。</p>

<p>北海道警察本部 交通部交通規制課</p>	<p>平成29年9月1日 届出書案を提出し説明</p> <p>道警本部</p> <p>① 出入口②については、道路がカーブしているため、ドライバーの視距が確保できるよう、雑草を刈り砂利をひく等、見通しを良くすること。</p> <p>② 出入口②について、一時停止線は敷地内ではなく、歩道の境目に引くことが望ましい。</p> <p>③ 出入口①について、(既存の) 取付道路があり歩道まで距離があるため、一時停止線は敷地内ではなく、歩道の境目となる取付道路上に引くことが望ましい。</p> <p>④ 出入口①のみに、「右折入出庫ご遠慮ください」の看板を設置してほしい。 交通量は少ないため、交通解析は変更しなくてよい。</p> <p>⑤ 出入口②は、歩道巻き込みとなっているため、通常の歩道切り下げ状態に戻すよう、道路管理者に伝えること。</p> <p>対応方針</p> <p>① 出入口②は、既に両サイドが砂利敷きされ、視距が確保できるよう樹木等も歩道より敷地側にセットバックされていることを双方で確認。</p> <p>② 道道の道路管理者と相談する。</p> <p>③ 国道の道路管理者と相談する。</p> <p>④ 了解する。</p> <p>⑤ 道道の道路管理者にその旨伝える。</p>
<p>地元市町村 大樹町企画商工課</p>	<p>平成29年8月29日 届出書案を提出し説明。 特に指摘事項はなし。</p>
<p>道路管理者</p> <p>北海道開発局 開発建設部 広尾道路事務所</p>	<p>平成29年9月11日(電話) 出入口①の取付道路上に一時停止線を引くことは可能か相談。</p> <p>開発局 道警本部の趣旨は理解。今後の技術協議の際に、一時停止線を図示した図面を提出し協議すること。</p> <p>対応方針 了解する。</p>
<p>十勝総合振興局 帯広建設管理部 大樹出張所</p>	<p>平成29年9月11日(電話) 出入口②の既存の歩道巻き込みを是正し、縁石を入れて歩道形状に戻す(民地と道路敷地に縁石を埋設)ようにとの道警の指導を伝えるとともに、歩道の境目(道路用地上)に一時停止線を引くことは可能か相談。</p> <p>振興局 巻き込みを是正する工事費用は事業者側で負担すること。 また、道路用地上に一時停止線を引くことについては、道路占有申請が必要なため、早</p>

		めに技術協議をすること。 <u>対応方針</u> 了解する。
	その他関係機関 大樹町教育委員会 学校教育課	平成29年9月11日（電話） 大樹小学校の学童の通学路について確認。 <u>教育委員会</u> 子供たちは、通学路として歩道橋を使用し ており、道路を横断することは殆どない。 <u>対応方針</u> 工事期間中、交通安全に配慮するとともに、 開店後は、各出入口に、一旦停止と歩行者注 意の看板を設置することを報告。

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし
